

基地交付金及び調整交付金について

基地交付金・調整交付金は、米軍や自衛隊の施設、米軍の資産が所在する市町村への財政上の影響等を考慮して、使途の制限のない一般財源として、毎年度交付されるもの。

1 制度概要

(1) 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）

基地交付金は、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するために、使途の制限のない一般財源を、所在市町村に対して毎年度交付。

(2) 調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）

調整交付金は、基地交付金の対象となる国有資産と対象外である米軍資産との均衡及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、使途の制限のない一般財源を、所在市町村に対して毎年度交付。

2 対象資産

(1) 基地交付金

国有財産のうち、

- ① 米軍に使用させている土地、建物及び工作物
- ② 自衛隊が使用する飛行場※1、演習場※2、弾薬庫、燃料庫及び通信施設※3の用に供する土地、建物及び工作物

※1 航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。

※2 しょう舎施設を除く。

※3 航空警戒管制または電波情報の収集整理のため直接必要な施設に限る。

(2) 調整交付金

米軍資産（米軍が建設、設置した建物及び工作物）

3 配分の方法

(1) 基地交付金

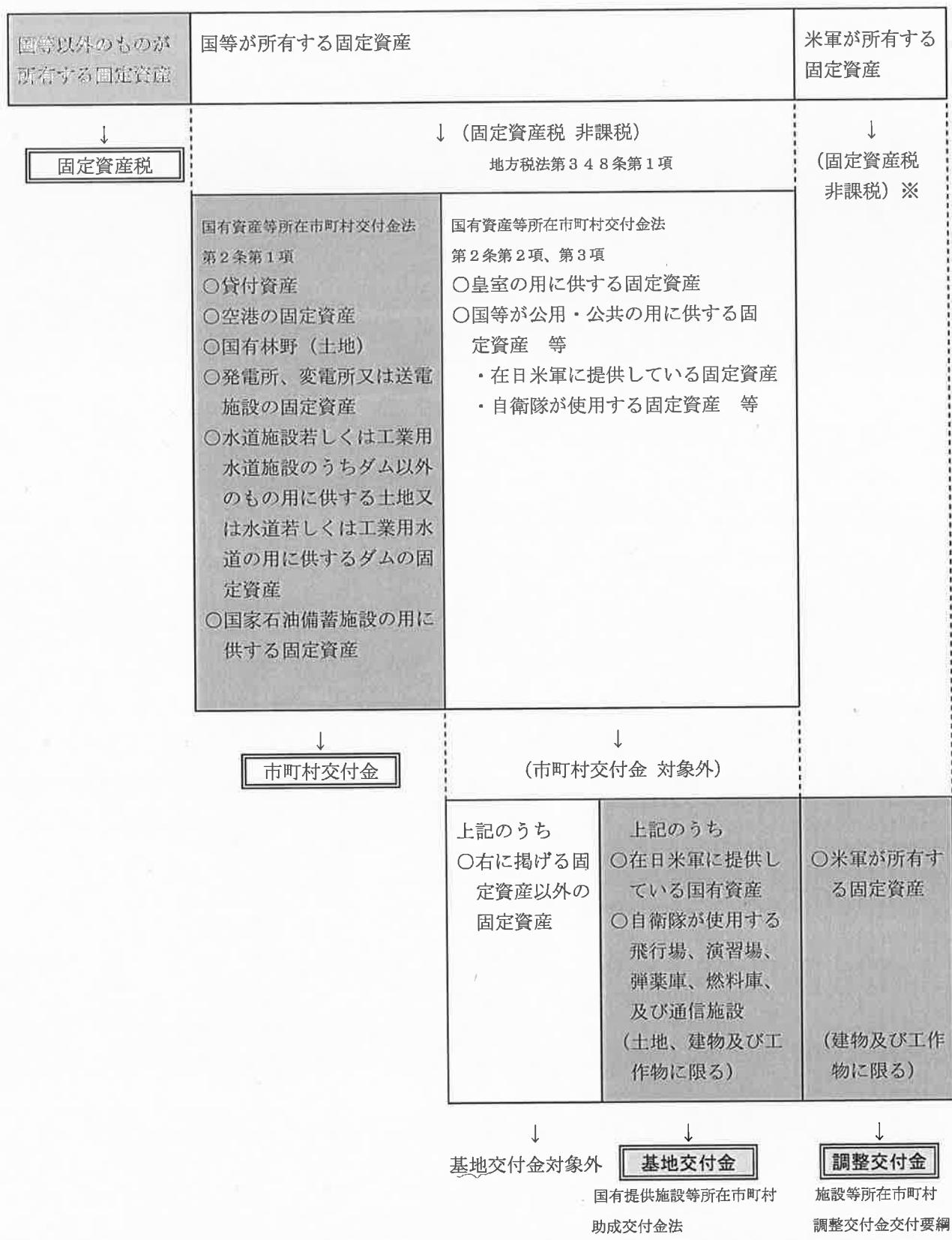
- 予算総額の7／10
対象資産の価格である分。

- 予算総額の3／10
対象資産の種類、用途、市町村の財政状況等を考慮して配分。

(2) 調整交付金

- 予算総額の2／3
米軍資産の価格を基礎として配分。
- 予算総額の1／3
市町村民税の非課税措置等により市町村が受ける税財政上の影響を考慮して配分。

固定資産税と基地交付金等の関係



※日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律による。

(土地、建物又は工作物の価格)

第五条 第三条第一項の場合において、第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の三月三十日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあっては、国有財産法施行令第二十二条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格）とする。

(土地、建物又は工作物の価格の報告等)

第六条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の八月三十日までに、当該都道府県の区域内の市町村の区域内に当該年の三月三十日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物に係る前条の価格の合算額を総務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事が前項の規定による報告のため、国有財産法第五条から第六条まで及び第八条第二項の規定によつて該当土地、建物又は工作物を管理する同法第四条第二項の各省各厅の長（同法第九条第一項の規定によつて各省各厅の長がその所管に属する国有財産に関する事務を部局等の長に分掌させている場合にあつては、当該部局等の長とする。以下「各省各厅の長等」という。）に対し、国有財産台帳を閲覧し、若しくは記録することを請求し、又は前条の規定による国有財産台帳に登録すべき価格の通報を求めた場合においては、各省各厅の長等は、国有財産台帳を都道府県知事若しくはその指定する職員閲覧させ、若しくは記録させ、又は当該登録すべき価格の通報をするものとする。

(市町村助成交付金の額等の通知)

第七条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の十月三十一日までに、当該年度分として交付すべき市町村助成交付金の額及びその算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額その他必要な事項を都道府県知事を経由して市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の算定に違法又は錯誤があつた場合の措置)

第八条 市町村長は、前条の通知を受けた場合において当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、当該通知を受けた日から起算して三十日以内に、都道府県知事を経由して総務大臣に対して、文書で当該通知に係る市町村助成交付金の額の修正を求めることができる。

2

総務大臣は、前条の通知をした後に当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について違法又は錯誤があることを発見したときは、又は前項の求めがあつた場合においてすでに通知した市町村助成交付金の額を修正する必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る市町村助成交付金の額に増額し、又はこれから減額すべき額を、次条の規定によつて市町村助成交付金を交付する時までに、都道府県知事が経由して関係市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の交付時期)

第九条 市町村助成交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の十二月三十一日までに交付する。

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）を実施するため、アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）の軍隊の用に供する国有の財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に定める国有財産並びに同法の適用を受けない国有の動産及び権利をいう。以下同じ。）について、その管理及び处分の特例を設けることを目的とする。

（昭和二十七年四月二十八日法律第二百十号）
最終改正：昭和三五年六月二三日法律第一〇二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）を実施するため、アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）の軍隊の用に供する国有の財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に定める国有財産並びに同法の適用を受けない国有の動産及び権利をいう。以下同じ。）について、その管理及び处分の特例を設けることを目的とする。

(無償使用)

第二条 国は、協定を実施するため国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要があるときは、無償で、その用に供する間、合衆国に対して当該財産の使用を許すことができる。

附則

2 平成二十三年度分及び平成二十四年度分の市町村助成交付金に限り、第五条中「土地、建物又は工作物」とあり、及び「土地、建物若しくは工作物」とあるのは、「土地」と、「とする」とあるのは、「を総務省令で定めるところにより補正した価格」とし、第一条第一項各号に掲げる建物又は工作物の価格は、当該年の三月三十日現在において国有財産台帳に登録された当該建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあっては、国有財産法施行令第二十二条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格）とする」と、第六条第一項中「前条」とあるのは「附則第一項の規定により読み替えて適用される前条」と読み替えるものとする。

施設等所在市町村調整交付金交付要綱（抄）

（昭和四十五年十一月六日自治省告示第一百二十四号）

最終改正：平成二十三年十月二十八日総務省告示第四百五十九号

（趣旨）

第一条 施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下本条において「地位協定」という。）第二条第一項の施設及び区域をいう。

二 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第三条第一項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

（調整交付金の交付）

第三条 総務大臣は、施設等が所在する市町村（以下「施設等所在市町村」という。）に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。

（調整交付金の額の算定方法）

（調整交付金の交付時期）

第六条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の十一月二十一日までに交付するものとする。

第四条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

一 調整交付金の総額の三分の二に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の三月三十一日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額

二 調整交付金の総額の三分の一に相当する額を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

1/3配分 2/3配分